

早急に「船宿問題」を解決し、越中島川護岸耐震補強工事に着工するよう求める陳情について

1 位置図



2 越中島川について

- ・名称 越中島川（二級河川）
- ・起終点 起点：古石場三丁目、終点：越中島三丁目
- ・基本情報 延長：805m、平均幅員：17.0m
- ・役割分担 事務処理特例条例に基づき、一級及び二級河川における耐震護岸補強工事等の大規模工事に関しては東京都が、軽微な維持修繕及び維持管理を江東区が行う。
- ・河川利用状況 江東区は河川法に基づき、船宿4者に対して、栈橋・係留杭の占有を許可しているが、船舶・作業小屋・物置は不法占拠の状況にある。

3 越中島川の整備に関する経緯

- ・昭和58年 「江東内部河川整備計画（東京都）」に越中島川を埋立暗渠化河川として計画
- ・平成元年 「江東内部河川整備計画」の見直しにより、埋立暗渠化河川から耐震護岸整備河川へ整備方針を変更
- ・同年 東京都区長委任条項に基づき、既設護岸の前面に鋼矢板を打設する補強工事を実施（平成11年完了）
- ・平成24年 「東部低地帯の河川施設整備計画（東京都）」を策定（平成24年度～33年度完了目標）
- ・平成26年 上記計画の実現に向け「第1回越中島川・汐浜運河適正化連絡会」を開催（令和4年までに6回開催）
- ・平成28年 「江東内部河川整備計画」の見直しにより、考えられる最大級の地震に対する耐震護岸の標準断面図を変更
- ・令和2年 「越中島川及び汐浜運河における営業船舶（屋形船・遊漁船等）の適正化方針（東京都）」を策定
- ・令和3年 「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を策定（令和4年度～13年度完了目標）

4 現在の状況

船舶が残った状態では護岸耐震補強工事が施工できないことから、東京都建設局河川部において、船舶の仮移転の折衝を行っている。

（折衝が難航している理由）

- ① 候補としている仮移転先が遠いこと
- ② 仮移転先の駐車場設備等が不十分であること
- ③ 移転期間が長いこと（予定では6年）